

●第64回広島市都市計画審議会（令和3年11月15日開催）

議題	名称等	議案の内容
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）特別用途地区の決定について〔広島市決定〕	特別用途地区（中央公園スポーツ・レクリエーション地区）	<p>本市では、「ひろしま都心活性化プラン」において、「都心空間の有効活用による新たなにぎわいの創出」の先導的な取組として、「公共空間を活用したにぎわいづくり」を掲げ、その中で、「中央公園の在り方検討」に取り組むこととしている。また、これに基づき取りまとめた「中央公園の今後の活用に係る基本方針」では、「スポーツ・レクリエーションゾーン」などの五つのゾーンを設定し、各ゾーンにおける空間づくりの考え方や方向性を示し、段階的に再整備等に取り組むこととしている。</p> <p>今回、「スポーツ・レクリエーションゾーン」において、サッカースタジアムの建設が具体化したことから、特別用途地区を定めるものである。</p>
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）高度地区の決定について〔広島市決定〕	原爆ドーム北側眺望景観保全高度地区	<p>平和記念資料館本館、原爆死没者慰霊碑及び原爆ドームは、東西に走る平和大通りに直交する南北軸線上に配置されており、この南北軸線上の眺望景観は、平和都市広島を象徴する景観として特に重要な役割を担っている。</p> <p>このため、本市では、南北軸線上の眺望景観の「目指すべき姿」を設定し、原爆ドームの背景となるエリアで建築物などの高さを抑えることなどにより、原爆ドームの背景に建築物などが何も見えない姿の実現に取り組むこととしている。</p> <p>令和3年10月、視点場である平和記念資料館本館下からの距離に応じた建築物の高さの制限を盛り込むため、「広島市景観計画」を改定したところであり、今回、都市計画においても、これと同様の建築物の高さの最高限度を定めるため、高度地区を決定するものである。</p>
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）生産緑地地区の変更について〔広島市決定〕	生産緑地地区	<p>生産緑地地区は、市街化区域内の農地の計画的な保全を図るため、生産緑地法に基づき、500㎡以上の規模で、農業の継続が可能な条件を備えている区域を都市計画の地域地区として定めるものである。</p> <p>今回、都市計画協力団体から、生産緑地地区の追加指定を希望する農家の意向を踏まえた都市計画の提案が提出され、指定要件等と照合して適当と判断されるため、当該提案に基づき、生産緑地地区を変更するものである。</p>
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の決定について〔広島市決定〕	西風新都大塚西三丁目11番ほか地区 地区計画	<p>当地区は、「活力創造都市“ひろしま西風新都”推進計画2013」において、計画誘導地区として位置付けられており、地域住民主体のまちづくりを促進し、まちづくり計画が策定された地区においては、地区計画制度を活用し、地区の特性に合った市街地の形成を図ることとしている。</p> <p>今回、土地所有者において、地区計画制度を活用した市街地形成の検討が重ねられ、都市計画法第21条の2の規定に基づく地区計画決定に係る都市計画提案があったため、当該提案に基づき、地区計画を決定するものである。</p>
広島圏都市計画区域内の用途地域の指定のない区域のうち市街化調整区域内の建築物の容積率等の変更について〔特定行政庁 広島市長〕		<p>西風新都大塚西三丁目11番ほか地区地区計画において、広島市（特定行政庁）の定める市街化調整区域の容積率等（容積率100%、建蔽率50%）と異なる数値（容積率200%、建蔽率60%）を定めることにしていることから、これを適用除外とするため、建築基準法に基づき、都市計画審議会の議を経るものである。</p>